

## 空き家に関する各種相談窓口



ご相談下さい

### ● 市に相談したいとき

周辺へ悪影響を及ぼす空き家等の管理に関する相談 …… 環境衛生課 ☎0798-35-0002  
(主に樹木の越境・雑草の繁茂に関する相談)

建築物(空き家等を含む)が老朽化して危険な場合の相談 …… 建築指導課 ☎0798-35-3707

空き家の利活用に関する相談 …… すまいづくり推進課 ☎0798-35-3772

### ● 専門家に相談したいとき(どの専門家に相談すればよいか分からないときも)

ひょうご空き家対策フォーラム((公社)兵庫県不動産鑑定士協会事務局内) … ☎078-325-1021

売買・賃貸、遺産分割協議、権利調整、訴訟・調停、登記、相隣関係の確認、事前調査、リフォーム、住宅診断、建物解体などの行政では対応できない空き家の諸問題に関する相談が可能です。



(公社)兵庫県不動産鑑定士協会  
JR・阪急・阪神・市営地下鉄西神・山手線「三宮」駅(またはJR・阪神「元町」駅)下車トアロードを北へ徒歩約10分  
神戸トアロードホテル山崎南側が、角を西に曲がってすぐの入り口をご利用ください。

#### 【構成団体】

(一社)兵庫県宅地建物取引業協会 (一社)兵庫県建築士事務所協会  
(公社)全日本不動産協会 兵庫県本部 (公社)兵庫県不動産鑑定士協会  
兵庫県弁護士会 兵庫県司法書士会 兵庫県土地家屋調査士会

### ● 住宅改修業者の実績などを知りたいとき

#### 住宅改修業者登録制度

登録情報の閲覧に関する問い合わせ … ひょうご住まいサポートセンター ☎078-360-2536

制度に関する問い合わせ …… 兵庫県住宅政策課 ☎078-341-7711(代表)

兵庫県では、営業所ごとに契約主任者と技術主任者を選定するなど一定の要件を満たす住宅改修業者を登録し、住宅改修工事の請負の実績その他の情報を県民に公開しています。

## 空き家に関する税控除のはなし(詳細は税務署でご確認を)

利用予定のない住宅を売却すると、各種税控除を受けることができる場合があります。住宅を利用せず所有していても維持費がかかりますので、売却も一つの選択肢として検討してみてもいいかもしれません。

### ● 住まなくなった家を売却する場合

マイホームを売却したときは譲渡所得の金額から最高3,000万円まで控除できますが、住まなくなって3年以上経つと控除できなくなります。

### ● 相続した空き家とその敷地を売却する場合

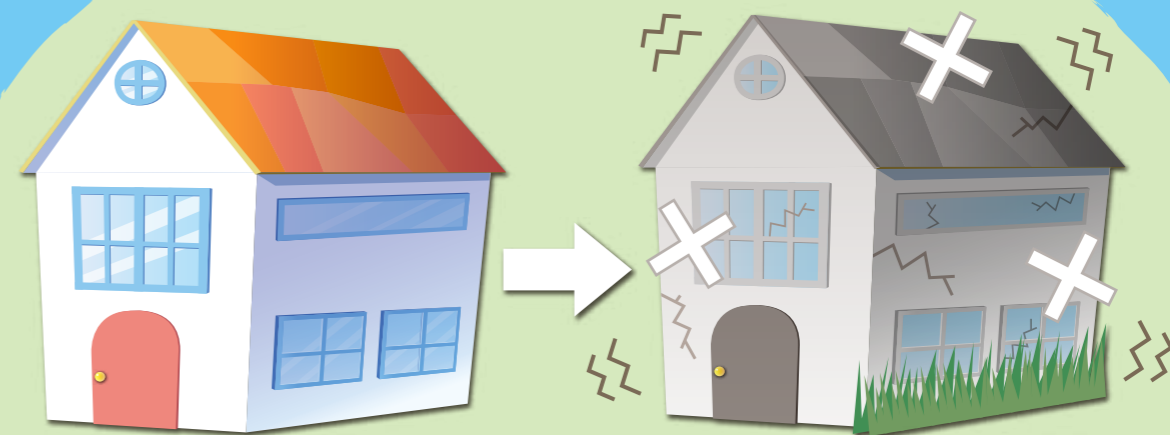
相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等を2016年4月1日から2019年12月31日(※)までの間に売却して、一定の要件に当てはまるときは、譲渡所得の金額から最高3,000万円まで控除することができます。なお、本控除を受けるのに必要な「被相続人居住用家屋等確認書」の交付は空き家所在地の市町村で行います。

※適用期限が2023年12月31日まで延長されます。

空き家問題を起こさないために

# 住宅をお持ちのみなさまへ

空き家を適切に管理する責任は、所有者や管理者にあります



あなたの家が 迷惑空き家  
にならないために!

空き家の管理が行き届いていない状態が続くと、建物の老朽化や樹木の越境、景観の悪化、防犯性の低下、衛生状態の悪化につながり、地域に悪影響を及ぼすなどの問題になります。管理不十分な空き家を発生させないように、住んでいるときから、空き家を適切に管理する、売却する、解体する、利活用するなどについて、将来を見据えて早めに準備することが大切です。

